

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第十一条 第二号及び別表第三の規定に基づき登録講習機関として登録した件

○経済産業省、環境省告示第九号（平成十七年十一月十八日）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第十一条第二号及び別表第三の規定に基づき、次の機関を登録講習機関として登録したので、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第三十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

- (一) 登録の年月日 平成十七年十一月十八日
- (二) 登録番号 第三号の一
- (三) 登録を受けた者の名称 社団法人日本砕石協会
- (四) 住所 東京都品川区西五反田二丁目十二番十九号
- (五) 法人である場合の代表者の氏名 鶴田 欣也
- (六) 講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 社団法人日本砕石協会 東京都品川区西五反田二丁目十二番十九号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

施行規則第二十四条第一項の規定による届出があった件

○経済産業省、環境省告示第十号（平成十七年十一月十八日）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第二十四条第一項の規定による届出があったので、同規則第三十五条第二号の規定に基づき公示する。

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| (一) 登録講習機関の名称 | 社団法人産業環境管理協会 |
| (二) 変更前の講習の業務を行う
事務所の名称及び所在地 | 社団法人産業環境管理協会中国分室
広島県広島市中区基町十一番十号 |
| (三) 変更後の講習の業務を行う
事務所の名称及び所在地 | 社団法人産業環境管理協会中国分室
広島県広島市中区基町五番四十四号 |
| (四) 変更年月日 | 平成十七年十月七日 |